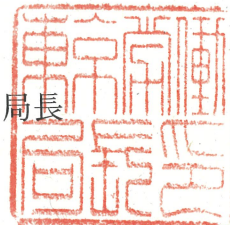




東労発基 0526 第 3 号  
令和 8 年 5 月 26 日

各 位

東京労働局長



### 熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃より安全衛生行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年の東京労働局管内の熱中症による休業 4 日以上之死傷者数は 169 人と、前年と比べて大幅に増加し、平成 10 年の集計開始以降最も多い一方で、お亡くなりになられた労働者はありませんでした（前年比 4 名減）。

死傷者数を業種別にみると、建設業が 39 人と最も多く、警備業が 37 人、小売業が 18 人、陸上貨物運送業が 13 人と続いています。また、熱中症は 5 月から発生しており、今後、暑さ指数が急激に上昇するなど、熱中症が多く発生する時季となるので、各事業場における熱中症予防対策の取組の徹底が求められます。

つきましては、令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施要綱に基づき、より一層の熱中症予防対策の徹底を図るとともに、下記の事項について重点的に取り組むよう要請いたします。

#### 記

- 1 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- 2 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと
- 3 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと



# 令和7年の東京労働局管内の熱中症災害事例

業種	年齢	休業日数	労働災害の概要
建設業	60歳代	14日	前日から外構工事作業に従事
			朝から体調が優れず、午前9時頃に早退したところ、帰宅途中で体調が悪化し、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有していた。
警備業	20歳代	7日	朝から建設現場での交通誘導警備業務に従事
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。フルタイム勤務でないことなど暑熱順化ができていなかった。
飲食店	20歳代	27日	厨房内での揚げ物の調理に従事
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。エアコンが設置されていたが、フライヤー付近は高温であった。
廃棄物処理業	30歳代	7日	工場内で廃棄物の選別作業に従事
			ファン付き作業服のバッテリーが切れた状態で作業に従事したところ、工場内で倒れたため、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。送風機の設置台数が作業空間に対して不足していた。

## 熱中症予防対策（例） 下の表もご確認ください。

- ・ 医師等の意見を踏まえた就業上の配慮（11）
- ・ 健康状態の確認（13）など
- ・ 暑熱順化への対応（7）
- ・ 健康状態の確認（13）など
- ・ 暑さ指数の把握と評価（1）
- ・ 暑さ指数の低減（スポットクーラーの設置等）（4）など
- ・ 送風機の増設（4）
- ・ ファン付き作業服の稼働状況等の確認（13）など

## 職場における熱中症対策及び重篤化の防止

(1)	暑さ指数の把握と評価	JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を把握し、WBGT基準値に照らし評価すること。
(2)	リスクアセスメント	リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置を検討すること。
(3)	労働衛生管理体制の確立	事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、熱中症予防対策を検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。
(4)	暑さ指数の低減	設備的対策等により暑さ指数の低減に努めること。
(5)	休憩場所の整備	作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けること。
(6)	作業時間の短縮等	作業の休止時間及び休憩時間を確保すること。また、必要に応じて作業場所を変更する等の対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。
(7)	暑熱順化	計画的に暑熱順化期間を設けること。また、作業開始前に暑熱順化の状況を確認し、必要に応じて配慮を行うこと。
(8)	水分と塩分の摂取	自覚症状の有無にかかわらず、水分と塩分を定期的に摂取させること。また、管理者は、作業中の巡視等により、定期的な水分と塩分の摂取の徹底を図ること。
(9)	服装等の見直し	透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。
(10)	プレクーリング	深部体温を下げるため、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）等を摂取させること。
(11)	健康診断結果に基づく対応	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者には医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。
(12)	日常の健康管理	睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることについて指導を行うこと。
(13)	健康状態の確認	作業開始前や作業中に健康状態の確認を行うこと。また、単独作業の場合はウェアラブルデバイスを導入する等の常に状況を確認する態勢を確保すること。
(14)	労働衛生教育	①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例について、教育を行うこと。
(15)	異常時の対応（重篤化の防止）	連絡体制や対応手順等を作成し、関係作業者に周知すること。また、本人や周りが異変を感じたら、対応手順等に基づき対応すること。

東京労働局ホームページ内の熱中症予防対策のページに管内事業場の取組事例などを掲載しております。また、東京労働局公式X<sup>TM</sup>及び「公式YouTubeチャンネル」でも各種情報を発信しています。



東京労働局 HP



公式 X



公式 YouTube

不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。